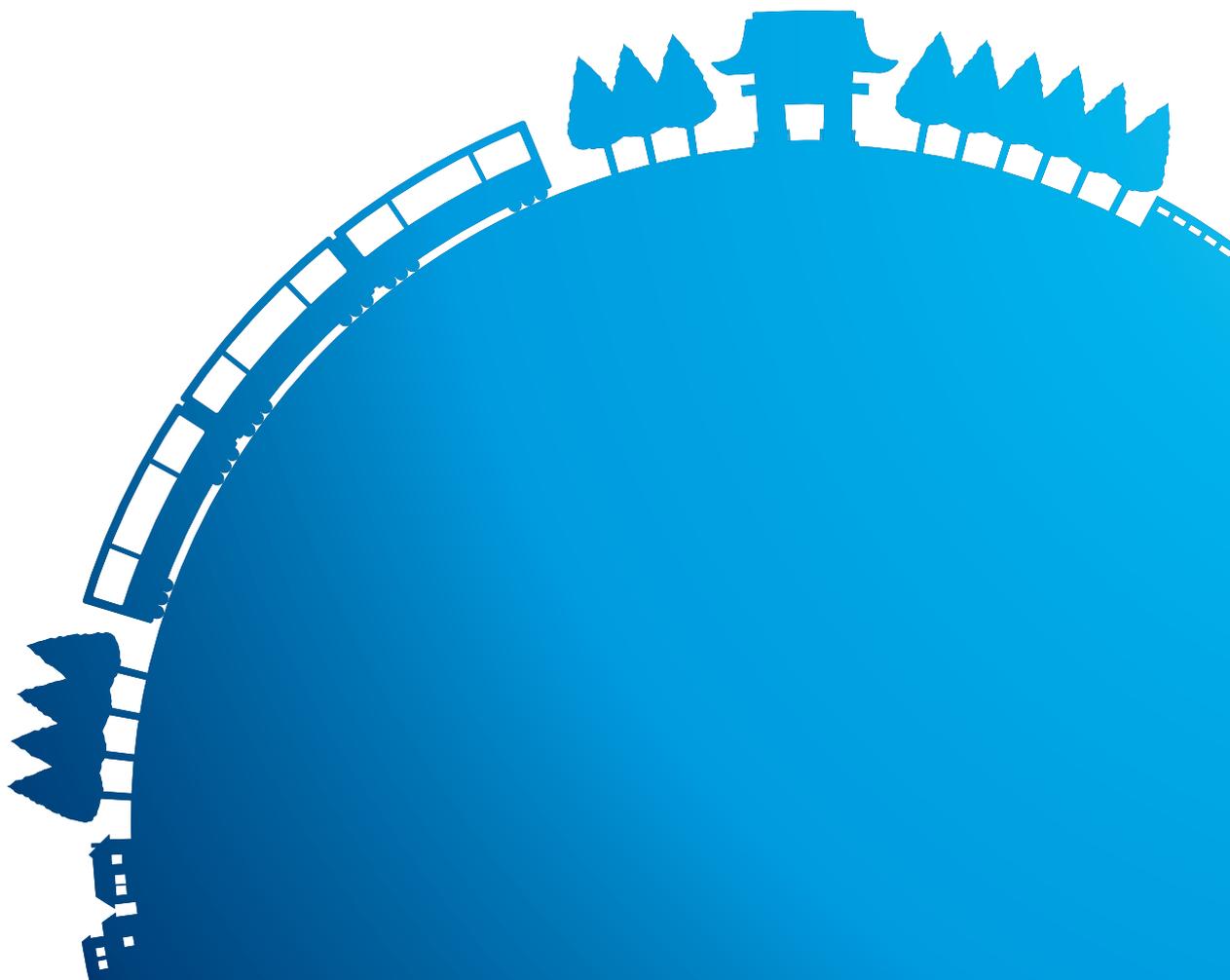


付 録



付 録

1. 策定体制

●策定検討会（庁内組織）

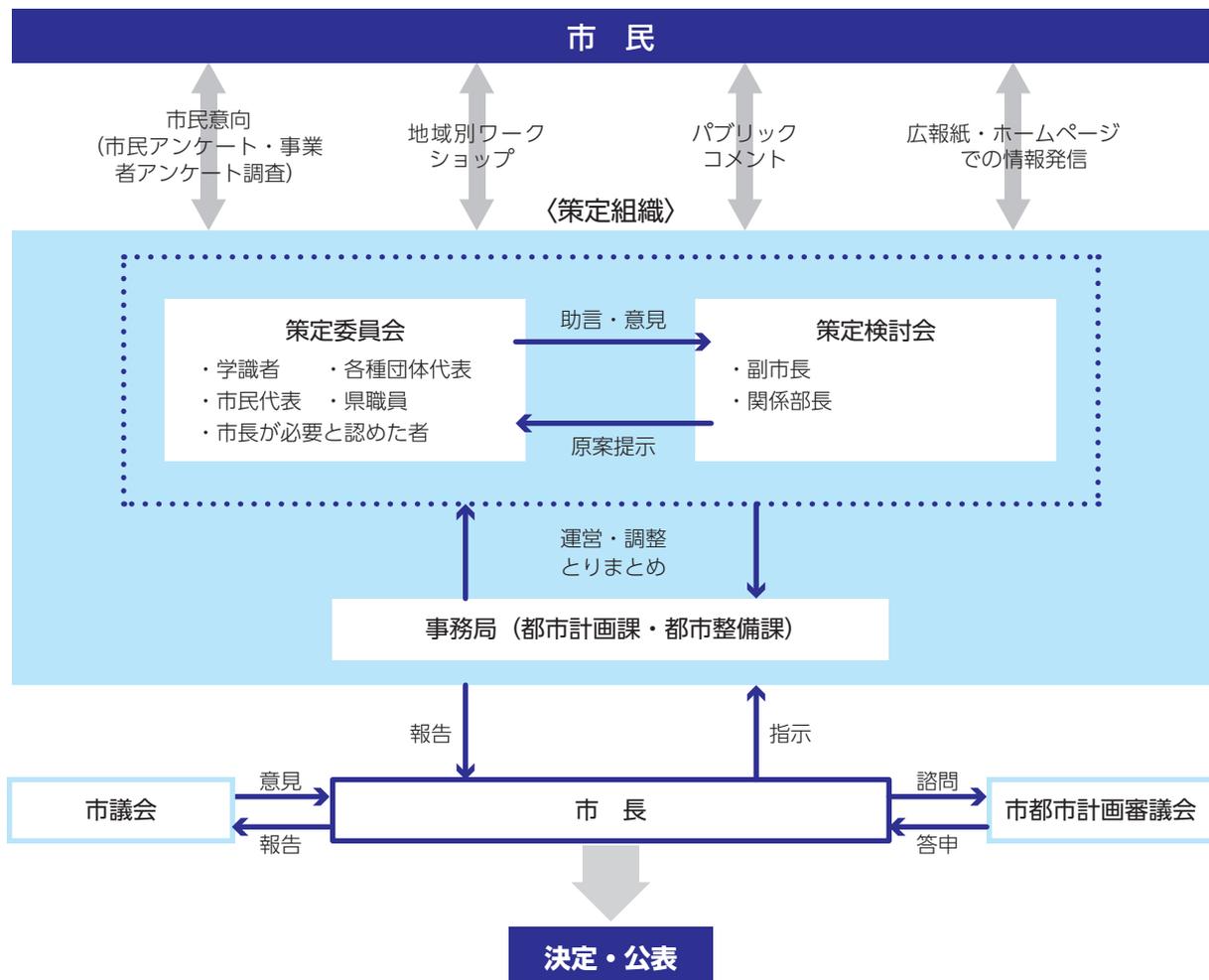
稲沢市都市計画マスタープラン、稲沢市緑のマスタープランの策定に伴い、原案の検討を行う。

●策定委員会（庁外組織）

稲沢市都市計画マスタープランの策定、稲沢市緑のマスタープランの策定に関し、様々な視点から検討を行い、策定検討会に指導助言を行う。

●事務局（都市計画課・都市整備課）

策定検討会、策定委員会に対し、必要な資料及び情報提供を行うとともに、策定検討会、策定委員会の運営を行う。



■稲沢市都市と緑のマスタープラン策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、稲沢市都市と緑のマスタープラン策定委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定する市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑のマスタープラン」という。）を策定するため、稲沢市都市と緑のマスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、都市計画マスタープラン及び緑のマスタープランの策定に関し、稲沢市都市と緑のマスタープラン策定検討会に対して様々な視点から指導助言を行う。

(組織)

第4条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の区域内の公共的団体等の推薦を得た代表者
- (3) 市民
- (4) 県の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、都市計画マスタープラン及び緑のマスタープランの策定が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学識経験を有する委員のうちから、互選によって定める。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

■稲沢市都市と緑のマスタープラン策定委員会 委員名簿

◎委員長 ○副委員長
(敬称略・順不同)

区 分	所 属	役 職	氏 名
学識経験を有する者	岐阜大学	名誉教授	◎竹内 伝史
	日本福祉大学 国際福祉開発学部	教 授	○千頭 聡
	大同大学 工学部	教 授	嶋田 喜昭
市の区域内の公共的団体等の推薦を得た代表者	稲沢商工会議所	副会頭	小島 洋一
	祖父江町商工会	副会長	日比野昭光
	平和町商工会	会 長	松岡 重夫
	愛知西農業協同組合	代表理事専務	森 茂樹
	稲沢市社会福祉協議会	会 長	渡邊 菱
	稲沢市まちづくり連絡協議会	会 計 会 長	住田 正幸* (近藤 治夫)
	稲沢市老人クラブ連合会	会 長	柿沼 晋
	稲沢市子ども会連絡協議会	会 長	窪崎 香
	稲沢市連合婦人会	会 長	内藤ひろ子
市 民	公 募		林 幹郎
	公 募		佐藤 正光
	公 募		富田 圭子*
県の職員	愛知県都市整備局都市基盤部 都市計画課	課 長	片山 貴視 (八田 陽一)
	愛知県都市整備局都市基盤部 公園緑地課	課 長	小嶋 幸則 (桜井 種生)
	愛知県一宮建設事務所	企画調整監	小野口勝久 (水野 悦司)
その他市長が必要と認める者	名古屋鉄道株式会社 鉄道事業本部 計画部	計画課 課長 // 事業推進課 課長	成瀬 友晃 (豊田 信昭) (三好 学)
	愛知県立稲沢高等学校	教 諭	平井 直人

() の委員名については、前任者を表す。役職については、委嘱日時点での役職名。

※住田正幸委員については、令和元年8月まで。

※富田圭子委員については、平成30年7月まで。

■稲沢市都市と緑のマスタープラン策定検討会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、稲沢市都市と緑のマスタープラン策定検討会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に規定する市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）及び都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条に規定する市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（以下「緑のマスタープラン」という。）を策定するため、稲沢市都市と緑のマスタープラン策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に伴う原案の検討に関すること。
- (2) 緑のマスタープランの策定に伴う原案の検討に関すること。
- (3) その他都市計画マスタープラン及び緑のマスタープランに関すること。

(組織)

第4条 検討会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(任期)

第5条 委員の任期は、都市計画マスタープラン及び緑のマスタープランの策定が完了した日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 検討会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は副市長をもって、副会長は建設部長をもって充てる。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 検討会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 検討会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

副市長
市長公室長
総務部長
市民福祉部長
子ども健康部長
経済環境部長
建設部長
上下水道部長
教育委員会教育部長

■稲沢市都市と緑のマスタープラン策定検討会 委員名簿

◎委員長 ○副委員長

役 職	氏 名
◎副市長	眞野 宏男
市長公室長	篠田 智徳
総務部長	清水 澄
市民福祉部長 (福祉保健部長*)	桜木三喜夫
子ども健康部長	平野 裕人
経済環境部長	岩間 福幸
○建設部長	鈴森 泰和 (高木 信治)
上下水道部長	森本 嘉晃 (菱田 浩正)
教育委員会教育部長	遠藤 秀樹

() の委員名については、前任者を表す。

※平成30年度より「福祉保健部」を「市民福祉部」と「子ども健康部」とに分割・再編。

2. 用語集

A～Z

【DID】

「Densely Inhabited District」の略で、国勢調査の集計のために設定される統計地域。人口密度が40人/ha以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる地域のこと。

【ICT】

「Information & Communication Technology」の略。情報通信技術の総称。

【NPO】

「Non-Profit Organization」または「Not-for-Profit Organization」の略で、営利を目的としない民間の組織や団体の総称。公共サービスの提供や市民の社会参画の場の提供など、まちづくりの中心的な役割を担うことが期待されている。

【PPP／PFI】

PPP（「Public Private Partnership」の略）は、公共サービスの提供において何らかの形で民間が参画する手法のこと。PFI（「Private Finance Initiative」の略）はPPPの手法の一つで、公共施設の建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法のこと。

【SNS】

「Social Networking Service」の略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。近年は、個人だけでなく会社や組織の広報としての利用も増加している。

【Uターン】

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

あ行

【空家等対策計画】

空家等対策の推進に関する特別措置法第6条の規定に基づき、国の基本方針に即して、市町村における空家などに関する基本的な対策を総合的かつ計画的に推進するため策定するもの。

【一時避難場所】

災害が発生した場合、広域避難場所や指定された避難所に集団で避難するために、地区住民などが一時的に集まる場所。

【雨水貯留・浸透施設】

雨水を一時的に貯留し、または地下に浸透させる機能を有する施設であって、浸水被害の防止を目的とするもの。調整池、貯留槽、浸透ます、透水性舗装、浸透池などがある。

【街区公園】

主として街区内に居住する者が容易に利用できることを目的とする都市公園。児童の利用の他、高齢者をはじめとする街区内の居住者を視野に入れ、コミュニティ形成の役割も担う。

【合併算定替】

普通交付税の算定において、合併した市町村が交付税において不利益を被ることがないように合併後10年度間は、合併前の旧市町村が別々に存在するものとみなし、それぞれの交付税を合算した額を交付すること。

【合併処理浄化槽】

し尿と生活雑排水をあわせて処理することができる浄化槽。

【既存ストック】

これまでに整備された道路、公園、下水道といった都市基盤施設や公共建築物などのこと。

【義務的経費】

歳出のうち、その支出が義務付けられており、任意に節約できない経費（主に人件費、扶助費、公債費）。

【狭あい道路】

緊急車両の通行や防災上支障となる幅員が狭い道路。

【近隣公園】

敷地面積2haを標準とし、主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園。近隣住民の日常的な屋外レクリエーション活動に応じた施設を中心に設計し、休養スペースを十分確保する施設配置を行う。

【区域区分】

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分する制度。

【広域公園】

一つの市町村の区域を超える広域のレクリエーションの需要を充足することを目的として設置された公園のこと。

【公共下水道】

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方自治体が管理する下水道。終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するもので、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの。

【公共公益施設】

本書では市役所をはじめとする公共施設に加えて病院、保育所などの公共性・公益性が高い施設。

【高次地方都市連合】

複数の地方都市がネットワークを活用して一定規模の人口を確保し、相互に各種の都市機能を分担し、連携する圏域。

【交通結節機能】

複数の同種あるいは異種の交通手段を相互に連絡する乗り換え、乗り継ぐために施設が有する機能。具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナル、駅前広場などがある。

【高度利用】

階数の高い建物による効率的な土地利用。質の高い土地利用。

【コミュニティ・プラント】

公共下水道が整備されない地域において、地方自治体が定める一般廃棄物処理計画に沿って設置する、し尿と生活雑排水を処理する施設。

【コンパクト+ネットワーク】

人口減少・高齢化が進む中、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業といった生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携したコンパクトなまちづくりのこと。

さ行

【暫定用途地域】

土地区画整理事業などにより、公共施設を整備して新たに計画的に市街化を図る区域について、その整備に備え、暫定的に厳しい用途制限（建蔽率30%、容積率50%の第一種低層住居専用地域）に指定した地域。

【市街化区域】

都市計画法において、既に市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

【市街化調整区域】

都市計画法において、市街化を抑制すべき区域であり、原則として農林漁業用の建物や一定規模以上の計画的開発などを除き、開発行為は許可されない。

【市街地再開発事業】

既成市街地における面的整備手法の一つで、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新などを目的とする事業。

【市内総生産】

市内における企業や団体の経済活動によって生産された財貨サービスの総額から、原材料などを差し引いた付加価値額。

【集約型都市構造】

主要駅周辺などの中心市街地や生活の拠点となる地区に都市機能が集約され、その周辺や公共交通沿線に多くの人々が居住するとともに、各拠点間のアクセス利便性が高い都市構造。

【純移動率】

特定の時期及び場所における転入者と転出者の差を表す比率。社会移動率。

【スプロール】

市街地が無計画に拡大し、虫食い状態の無秩序な市街地が形成されること。

【スーパー・メガリージョン】

リニア中央新幹線の全線開業により、日本の三大都市圏がそれぞれの特色を発揮しつつ一体化することで形成される世界最大級の巨大都市圏。

【地域高規格道路】

地域の連携の強化と地域間の交流の促進を図り、活力ある地域づくりを実現するため、高規格幹線道路（国土縦貫道など）網と一体となって整備される高速交通ネットワークの充実を図る地域の高規格道路。自動車専用道路と同程度の機能を有する。

【地区計画】

それぞれの地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区の整備及び保全を図るために、必要な事項を定める制度。地区が目指す将来像を示したり、生活道路の配置や建築物の建て方のルールなどを定める。

【地区公園】

主として、徒歩圏内の居住者が容易に利用できることを目的に、敷地面積の標準を4haとする都市公園。

【超高齢社会】

総人口に対して65歳以上の高齢者割合が21%を超えた社会。

【低未利用地】

適正な利用が図られるべき土地であるにもかかわらず、長期間にわたり利用されていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度が低い「低利用地」の総称。

【都市基盤施設】

道路や公園、下水道といった都市活動や生活の基盤となる施設。

【都市計画基礎調査】

都市計画法第6条に基づく都市計画に関する基礎調査のこと。概ね5年ごとに、都市計画区域における人口規模、市街地の面積、土地利用の現況などについて都道府県が調査する。

【都市計画区域】

都市計画を策定する場というべきもので、都市計画法その他の法令の規制を受けるべき土地であり、自然的・社会的条件などを勘案して一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域について県が指定する。

【都市計画道路】

都市の骨格を形成し、都市において最も基幹的な都市施設として、都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。なお、本書では都市計画道路を「(都)」と表示する。

【都市公園】

都市部にある公園。特に都市公園法によって設置される公園をいう。

【都市施設】

円滑な都市活動を支え、都市生活における利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設の総称。道路、公園、下水道などがある。

【土地区画整理事業】

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用増進を図る事業。

な行

【農業集落排水】

農業振興地域における農業用排水の水質保全、機能維持を図ることを目的として、同地域内の集落におけるし尿や生活雑排水を処理する施設。

は行

【パークアンドライド】

自家用車で鉄道駅やバス停まで行き、その周辺に自家用車を駐車して公共交通に乗り換えて目的地に向かう移動方法。

【保存樹・保存樹林】

都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律に基づき、都市の美観風致を維持するため市町村長が指定した樹木を保存樹といい、保存樹の集団を保存樹林という。

ま行

【まち・ひと・しごと創生法】

人口減少や東京圏への人口集中を食い止め、地方を活性化するための基本理念などを定める法律。この法律に基づき、市の特性や強み、地域資源を生かした魅力的なまちづくりを行うための具体的な施策をまとめた「稲沢市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定している。

や行

【用途地域】

都市計画法及び建築基準法に定められ、主として市街化区域内において住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。第一種低層住居専用地域をはじめ13種類の用途地域がある。用途地域制度が目的としているのは、適切な土地利用計画に基づく建築物の規制、誘導であり、用途混在や建築物の過密化を防止することにより、適正かつ合理的な土地利用を実現していく。

ら行

【立地適正化計画】

市町村が都市全体の観点から作成する居住機能や福祉・医療・商業といった都市機能の立地、公共交通の充実などに関する包括的なマスタープラン。

稲沢市都市計画マスタープラン (第3次)

令和2年3月発行

発行 稲沢市

編集 稲沢市建設部都市計画課

〒492-8269 愛知県稲沢市稲府町1番地

電話 0587-32-1111 (代表)

ホームページ <http://www.city.inazawa.aichi.jp/>

INAZAWA
City Planning
Master Plan